

#### 第1条（名称）

本会は、『東京心エコー図研究会』と称する。

#### 第2条（目的）

本研究会は、心エコー法による診断および治療の発展に貢献することを目的とする。

#### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年2回の研究発表のための研究会を行う。
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

#### 第4条（会員）

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する医師及び検査技師、その他の医療従事者によって構成される。

会員は、幹事会に当番幹事の推薦を行なうことができる。

#### 第5条（役員）

本会には、次の役員を置く。

常任幹事：10数名（幹事は会員の中から選出される）。

代表幹事：幹事の中から選出され、本会の責任者とする。

当番幹事：会員の中から1名選出される。

会計：代表幹事が幹事の中から1名指名する。

監査：代表幹事が幹事の中から1名指名する。

#### 第6条（役員職務）

本会の役員は次の職務を行う。

1. 代表幹事は幹事会を組織する。
2. 当番幹事は当番回の会運営（一般演題の募集・選定、特別講演の演者選定、座長、開催日時の決定）を行う。  
当番幹事の任期は、当番回が終了までとする。
3. 幹事会は会員の推薦を受けて、新会員を選出する。
4. 幹事会は、会員の推薦を受けて、当番幹事を選出する。
5. 幹事会は、この会則に定める事項のほか本会の維持と運営に関する重要事項を審議する。

#### 第7条（会則改定）

本会則は幹事会の協議により、適宜改正できるものとする。

#### 第8条（役員会）

幹事会は本会の議決機関である。

#### 第9条（会費及び会計）

本会の経費は会費・その他の収入を以て当てる。

1. 会費: 会員は年 2000 円とし、参加費より充当する。
2. 研究会の参加費 会員 1000 円、会員以外 研究会ごとに 1000 円
3. 会費の変更は幹事会の承認を受ける。

会計年度は4月1日から翌年3月末までとし、翌年度初回幹事会にて会計報告を行う。

#### 第10条（任期）

代表幹事、常任幹事の任期は 65 歳になった最初の幹事会までとする。

#### 第11条（役員資格の喪失）

役員は以下のいずれかに該当する場合には幹事会の過半数の議決により資格を喪失する。

1. 心身の障害の為、職務の執行に耐えないと認められた場合。
2. 特別の理由無く、幹事会を4回以上継続して欠席した場合。
3. 本人により辞退の申し出があった場合。
4. 東京心エコー図研究会の名誉を著しく毀損したり、東京心エコー図研究会の目的に反する行為をしたときなど幹事会がふさわしくないと判断した時、代表幹事が提言し、幹事会で過半数の賛成があった場合に、除名できる。

#### 第12条（事務局）

本会の事務局は、以下に置く。

埼玉医科大学国際医療センター

〒350-1298 埼玉県日高市山根 1397-13

電話: 042-984-4111(番号案内)

#### 第13条（付則）

本会則は平成 18 年 11 月 25 日より改訂し、施行する。

本会則は平成 20 年 5 月 17 日より改訂し、施行する。

本会則は平成 21 年 5 月 30 日より改訂し、施行する。

本会則は平成 22 年 4 月 1 日より改訂し、施行する。

本会則は平成 27 年 11 月 21 日より改訂し、施行する。